

2019年12月4日「肥料取締法の一部を改正する法律」公布

# 肥料制度の見直しについて 説明会を開催します

日時

2020年1月16日(木) 10:00-12:00

正面玄関での受付を9:20から開始します。入館時には「身分証明書」が必要です。

会場

農林水産省本館7階講堂  
(東京都千代田区霞が関1-2-1)

定員

400名  
(申込先着順)

内容

○法改正の具体的内容について

〔新たに生産可能となる肥料、肥料業者が遵守すべき事項など〕

○関連する施策について

〔土づくりの課題と今後の取組、家畜排せつ物堆肥の更なる活用に向けた取組、施肥コストの低減に向けた取組、関連予算など〕

お申し込み

農林水産省Webページ：<https://www.maff.go.jp/j/press/syoutan/nouan/191219.html>

農林水産省消費・安全局農産安全管理課

TEL：03-3502-5968 FAX：03-3580-8592

農林水産省

